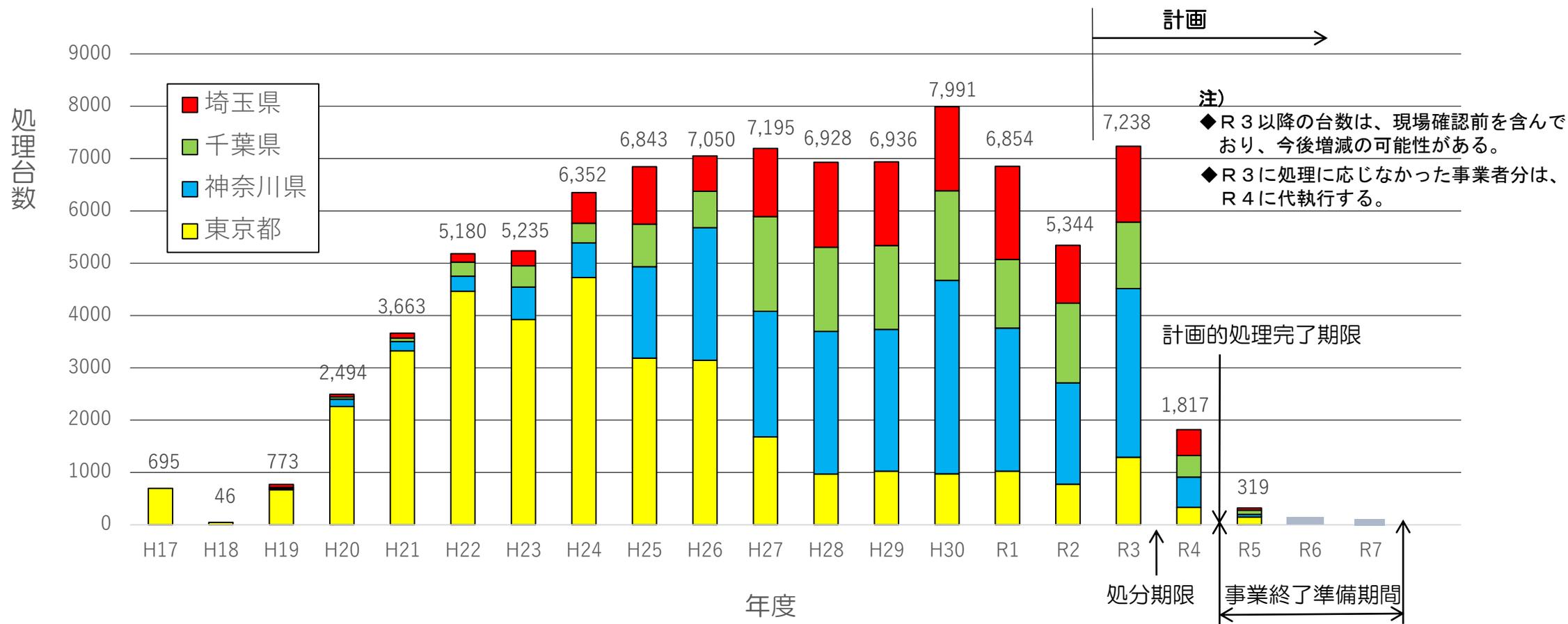


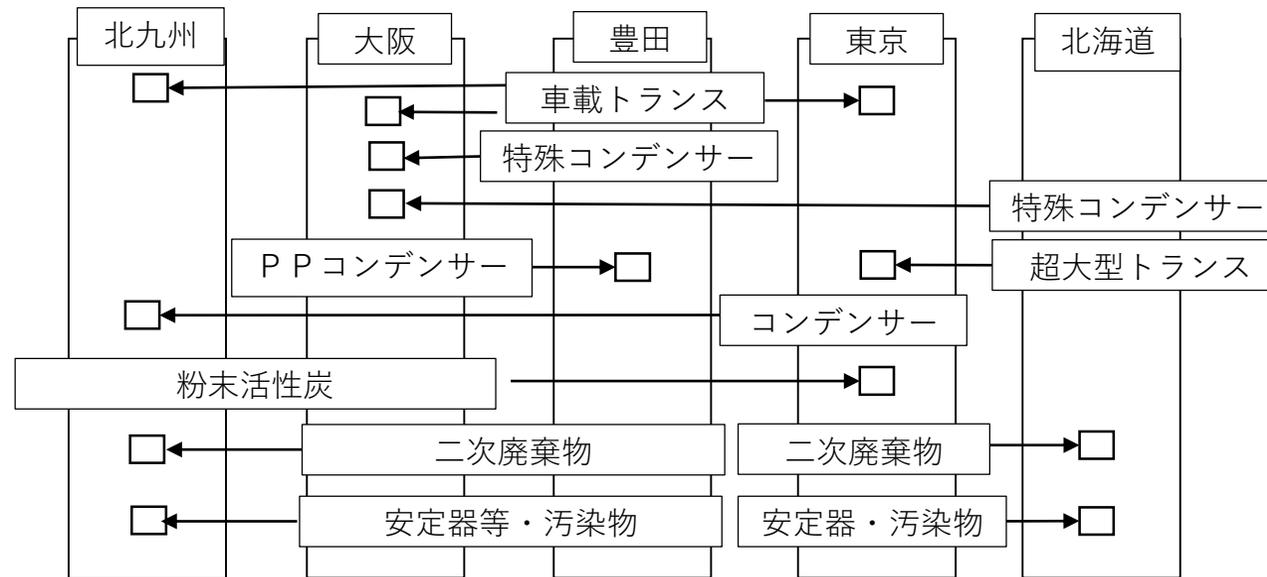
1 これまでの処理台数の推移と今後の処理見通し（変圧器、コンデンサ）

- 平成17年度から処理を開始し、令和3年度末までに、1都3県分の累計で約87,000台を処理する見込みである。
- 令和4年度は、処理指導及び改善命令に従わない事業者が保管している変圧器、コンデンサ(約1,800台見込み)を行政代執行等で処理する。
- 令和5年度は、使用を継続していて改善命令に従わない事業者の変圧器、コンデンサ(約300台見込み)を行政代執行等で処理する。
- 令和6年度、7年度にできるだけ処理をしないですむよう、立入指導、改善命令、行政代執行を強化する。



2 東京事業エリア外からの処理対象物の処理状況

- 当初予定より処理が遅れていたため、平成26年、国は日本全体での処理推進のため、各事業所毎の長所を生かし相互に処理能力を活用することとした。（下図参照、平成26年6月の臨特委で説明済み）
- 東京事業所で処理することとなった「超大型変圧器」及び「車載変圧器」については処理が完了している。
- 北九州エリアの粉末活性炭は処理が完了、一方、大阪エリアの粉末活性炭は令和4年度中に処理が完了する見込みである。（下表参照）



種類・区分	事業エリア	単位	処理対象量	処理状況
超大型変圧器	北海道	台	5	処理済み
車載変圧器	豊田	台	30	処理済み
廃粉末活性炭	北九州	t	7.6	処理済み
	大阪	t	225.4	残 83.4 t (令和4年度中に処理予定)

3 掘り起こし調査の状況

- 期限内処理のためには未届け事業者の把握が重要であり、環境省は「掘り起こしマニュアル」を作成し各自治体に配布した。
- 平成27年度から一都三県の自治体は「掘り起こしマニュアル」に則り、本格的な掘り起こし調査を開始した。
- 当初の調査対象は、自家用電気工作物（変圧器、コンデンサ）の設置事業者であった。
- (財)電気絶縁物処理協会（通称「P協」）* が昭和40年代後半から実施した保管者台帳(通称「P協データ」)が新たに発見され、JESCOから都に提供されたため、このP協データも調査対象に加えている。
- 令和2年度末現在、一都三県の合計で約3,500台の変圧器・コンデンサが掘り起こされている。（下表参照）

* (財)電気絶縁物処理協会(通称「P協」)は、高濃度PCB電気機器の回収、処理を円滑に進めるため、電気機器メーカーが中心となって、昭和48年に設立された通産省所管の組織である。

P協は、電気主任技術者を活用し、変圧器、コンデンサの保管者台帳（P協データ）を作成、管理していた。

平成13年に解体され、P協データは日本環境安全事業株式会社（JESCO）の前身である環境事業団に引き継がれた。

（令和2年度末現在）

	調査対象事業者数	掘り起こされた台数
東京都	75,287	1,353
神奈川県	38,342	1,001
埼玉県	42,043	393
千葉県	28,208	712
合計	183,880	3,459

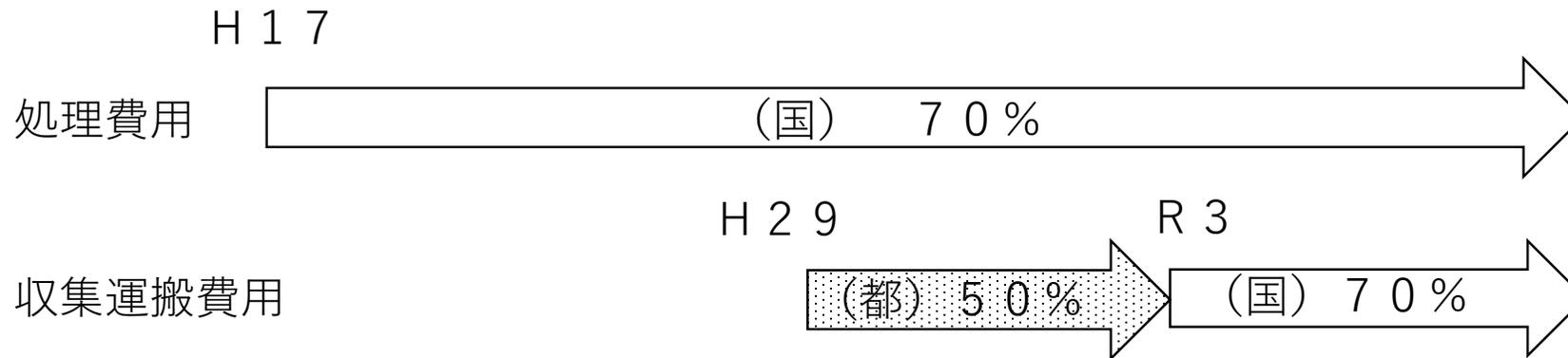
4 都の取組について

(1) 首都圏広域協議会の実施

- 1都3県、5政令市、7中核市(会員)、J E S C O (特別会員)、環境省・江東区(オブザーバ)で構成している。
- 東京ブロック全体の高濃度P C B処理を推進するため、J E S C O 東京事業所での処理開始当初から、都が中心となって各自治体への処理台数の割当や進捗確認等、必要な協議を行ってきた。

(2) 中小企業等への補助制度の創設

- 国補助が「処理費用」のみだったため、平成29年度、都は独自に「収集運搬費用」を対象に補助制度を創設した。
- しかし、国が収集運搬にも補助を拡大したため、変圧器及びコンデンサについては、都の補助は令和2年度末で終了した。



(3) 一都三県の自治体による処理推進月間の実施

○目的等

高濃度PCBの早期処理に向けた機運醸成のため、特に9月を強化月間と位置付け、令和2年度から行っている。PCB廃棄物等の確実かつ適正な処理の推進を図るため、PCB廃棄物の保管事業者等への立入検査、各種啓発活動等を実施している。

○実施機関（首都圏1都3県12市）

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、八王子市、さいたま市、川崎市、越谷市、川口市、千葉市、船橋市、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、柏市

○協力機関

電気工業会や関東電気保安協会など、36の業界団体等に対して各種啓発活動等を要請している。

○実施内容

① 実施機関が実施する内容

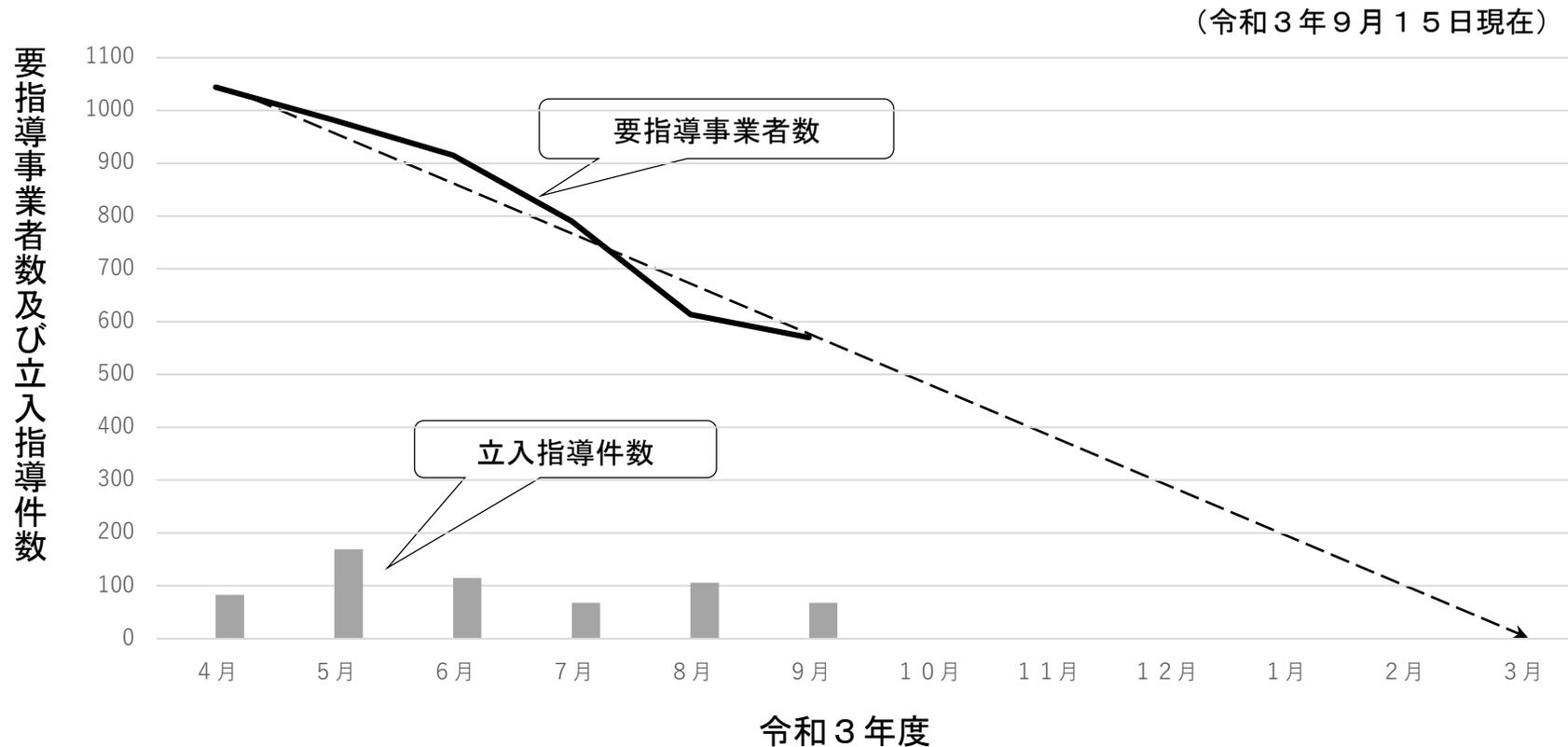
- ア PCB廃棄物の保管事業者等への立入検査による保管状況の確認、期限内処理の指導等
- イ 事業者に対する高濃度PCB廃棄物等の有無の確認の指導
- ウ 協力機関に対する会員への周知依頼、啓発資材の提供等
- エ インターネット等を利用した啓発

② 協力機関に実施を依頼する内容

- ア メーリングリスト、インターネット等を利用した啓発
- イ パンフレットの配布、メール等による会員への周知

(4) 立入指導の徹底

- 都は、従来から未処理事業者に対して、立入指導を実施してきたが、処理期限が目前に迫った令和元年度及び令和2年度には、計約800の事業者に立入指導を行った。
- しかし、令和2年度末現在、約1,000事業者が未処理の状況であるため、年度末に処理期限を迎える今年度は、職員をさらに増員し、立入指導を一層強化している。（指導の進捗状況は下図参照）
- 立入指導を強化しても、約50事業者は指導に従わないと想定しており、これらの事業者については来年度以降、改善命令、行政代執行を実施すべく、予算要求等の準備を進めている。



5 JESCO東京事業所の設備保全について

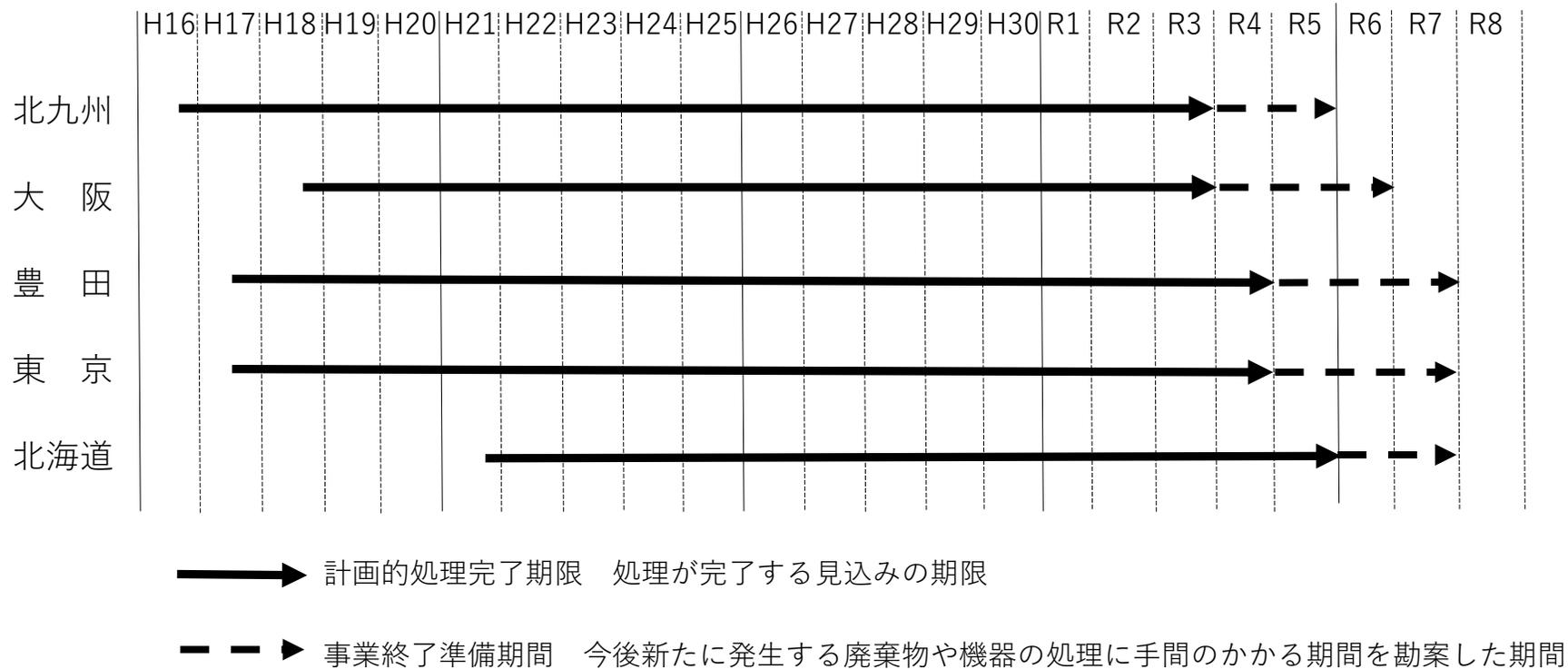
- J E S C O東京事業所は、平成17年の施設稼働以来、約16年が経過し施設の老朽化が懸念される。
- このため、施設の事故や設備故障の未然防止のため、下表のように主要機器の予防保全に万全を期している。
- 引き続き処理完了まで、安全第一で操業を続けられるよう、都として指導していく。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度（予定）
高濃度PCB処理施設	主な設備	主 な 内 容		
	解体分別設備	断裁機、クレーン等 劣化部品交換	ハンドリング装置 ワイヤー等交換	ハンドリング装置 昇 降駆動部品等交換
	破碎機	劣化部品交換	劣化部品交換	素子分別装置モーター交換
	予備洗浄装置	真空ポンプ分解整備	真空ポンプ分解整備	真空ポンプ分解整備
	洗浄設備	自動弁交換	弁類交換、配管整備	自動弁交換 蒸留共用制御盤タッチパネル交換
	水熱分解設備	酸素タンク 起動ブロー弁分解整備	酸素タンク圧力伝送器更新	弁の分解点検整備および更新
	排気処理設備	換気空調設備更新		
	その他設備		空気除湿機更新	計装設備の部品交換 シーケンサー更新

【参考】高濃度PCBの処理等の予定

- 高濃度PCBの当初の処理期限は、平成28年度末までであった。
- しかし、平成28年度末までの処理が困難な状況であったことから、国は平成23年～平成26年にかけて処理期限の見直しを検討した。（国の検討状況については、複数会の臨特委で説明済み）
- 検討の結果、国は下の線表のように処理期限を延長した。
- なお、施設の解体撤去工事は、処理完了後に着工する。（他施設の解体撤去事例を勘案すると解体撤去の期間は仕様書作成、公告、契約事務等を含めて8年間程度を要する見込み）

(H26.6.20臨特委資料より抜粋)



【参考】高濃度PCB電気工作物（変圧器・コンデンサ）の処分までの流れ

